



丹篠長第 183 号

令和 3 年 6 月 25 日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



財政援助団体等監査報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
保健福祉部
- 2 監査の種別
財政援助団体等監査
(地方自治法第 199 条第 7 項及び丹波篠山市監査基準第 4 条第 1 項第 6 号による監査)
- 3 監査の期間
令和 2 年 9 月 29 日～令和 3 年 2 月 25 日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年2月25日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 財政援助団体等監査
対象部署等	保健福祉部
対象事項	② 社協補助金交付要綱に基づく社協補助金の交付について
指摘等内容	<p>社協補助金交付要綱の規定と異なった事務処理が下記のとおり行われていた。</p> <p>ア 別表（第2条関係）の備考「補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。」とあるが、実績報告書の補助金額は1円単位まで記載されており又、最終的に切り捨てるの処理がされずに補助金が交付されている。</p> <p>イ 第5条（補助金の交付方法）に「補助金は、四半期ごと4回に分けて交付するものとする。」となっているが、令和元年度においては4月17日、7月1日、11月11日及び11月25日に、平成30年度は5月7日、5月29日、9月7日及び1月8日に市社協から補助金概算払交付請求書が提出されている。</p> <p>ウ 補助金交付決定後に年4回に分けて概算払交付が行われ、年度末に市社協から実績報告書が提出された後に精算処理がされているが、第9条（補助金等の額の確定）及び丹波篠山市補助金等交付規則第16条の規定に基づく補助金等確定通知書が交付されていない。</p> <p>以上のことから、社協補助金交付要綱に基づき適正な処理をされたい。</p>
改善措置通知日	令和3年6月25日 改善措置通知
改善措置内容	<p>ア及びイについて4/5付で措置報告提出済み</p> <p>ウへの回答 指摘事項を受けて、社協補助金交付要綱に基づき、令和2年度から補助金等確定通知書を交付します。</p>
改善措置公表日	令和3年6月28日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年2月25日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 財政援助団体等監査
対象部署等	丹波篠山市社会福祉協議会、保健福祉部
対象事項	③ 社協補助金にかかる嘱託職員の通勤手当の算定について
指摘等内容	<p>市社協の嘱託職員にかかる通勤手当は、嘱託職員就業規程第31条に定められているが、週4日以下勤務の職員にかかる通勤手当については、その月額を全額を支給されている状況にある。</p> <p>しかし、市においては、非常勤嘱託員等に対する通勤に要する交通費の実費支給要領に基づき、週4日以下勤務の職員にかかる通勤手当の算出方法については、勤務日数に応じた日割り計算により支給がされていることから、市に準じた算定方法による補助金の請求及び交付をされたい。</p>
改善措置通知日	令和3年6月25日 改善措置通知
改善措置内容	<p>令和3年3月8日開催の第149回理事会で、嘱託職員就業規程（給与）第31条第1項第4号（通勤手当）を「1週間の勤務日が4日以下で、自動車等を利用する場合は、給与規程第23条第1項第2号ア～チで定める額を、21で除して得た額（1円未満は切捨て）に、勤務回数を乗じて得た額とする。」と改正し、丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の特例）第23条第2項第2号と同条件とした。</p> <p>この改正は、令和3年4月1日から施行している。</p>
改善措置公表日	令和3年6月28日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	令和3年2月25日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 財政援助団体等監査
対象部署等	保健福祉部
対象事項	意見① 社協補助金の交付決定について
指摘等 内容	<p>社協補助金は社協補助金交付要綱に基づき交付され、要綱第1条において「予算の範囲内で補助金を交付する」こととなっており、第2条では補助対象事業及び経費並びに補助金額について規定されている。</p> <p>また、補助金の交付決定は、市社協の事業計画書及び歳入歳出予算書等の提出を求め、実績報告については、事業報告書及び収支決算書の提出を求め審査を行い、補助金額の確定を行っている。</p> <p>しかしながら、社協補助金は市社協職員の人件費が大部分を占めているため、市社協全体における貸借対照表や資金収支計算書等による事業収支、経営状況や事業活動等を把握し、社協補助金の妥当性や委託事業を含め検証する必要がある。あわせて、今後、県下各市の補助金の交付基準も勘案し、社協補助金の決定及び交付について検討されたい。</p>
改善措置 通知日	令和3年6月25日 改善措置通知
改善措置 内容	<p>意見を受けて、市社協全体における貸借対照表や資金収支計算書の提出を求め、県下都市の補助金の交付基準を参照しながら、社協補助金の妥当性や委託事業を含め検証します。</p>
改善措置 公表日	令和 3 年 6 月 28 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年2月25日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 財政援助団体等監査
対象部署等	保健福祉部
対象事項	意見② 補助金交付事業の履行状況の確認について
指摘等内容	各補助金の交付事務については、各交付要綱等に基づき①交付申請、②交付決定、③実績報告の流れにより事務執行されているが、特に社協補助金にかかる事業の履行確認については、実績報告時における確認、審査だけでなく、定期的な事業執行の確認や事業効果の検証を行うための定例会の設置など、市と市社協が連携した取り組みについて検討されたい。
改善措置通知日	令和3年6月25日 改善措置通知
改善措置内容	意見を受けて、市と社会福祉協議会のより良い連携が必要と考えますので、4半期毎に進捗状況・事業効果等のヒアリングを行い、事業の執行状況や効果の検証を行います。
改善措置公表日	令和 3 年 6 月 28 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年2月25日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 財政援助団体等監査
対象部署等	丹波篠山市社会福祉協議会、保健福祉部
対象事項	意見③ 会費収入について
指摘等内容	市社協が健全に法人運営を行っていくためには安定的な財政基盤の確立が重要であるが、主要財源の一つである会費収入（1世帯700円）が対象世帯数の6割程度（令和元年度：7,453,520円、平成30年度：7,510,220円、平成29年度：7,515,120円）に留まっている。あらゆる機会を利用し市社協の事業活動を積極的にPRし、会員の増加及び会費の増収に努められたい。
改善措置通知日	令和3年6月25日 改善措置通知
改善措置内容	<p>すでに①、②は、社協の事業及び会費の使途について、説明を行い、理解を得るようにしている。更に③、④を加えて、社協事業及び会費の使途などについて、PRを図り、理解を求めつつ、会員の増加及び会費の増収の取り組みを進める。</p> <p>① 5月の自治会長会理事会で社協会費、赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金について事前に説明、依頼を行っている。</p> <p>② 6月の広報配布時に、自治会長に社協会費徴収の依頼を行い、各世帯にリーフレットを配布し、社協事業及び会費の使途について、PRを行っている。</p> <p>③自治会長、民生委員児童委員、福祉委員及びまちづくり協議会役員等が集い、地域の福祉に関する意見交換を行う「地区福祉会議」を小学校区単位で毎年開催しており、社協事業及び会費の使途について、理解を深める機会とする。</p> <p>④社会福祉大会等のイベントを通じ、社協事業及び会費の使途について、PRを行い、理解を深める機会とする。</p>
改善措置公表日	令和 3 年 6 月 28 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	令和3年2月25日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 財政援助団体等監査
対象部署等	保健福祉部
対象事項	意見④ ファミリーサポートセンター事業にかかる補助金について
指摘等 内容	<p>令和元年度のファミリーサポートセンター事業にかかる収入財源4,051,862円の内訳は、市運営補助金778,414円及び市人件費補助金3,273,448円からなっており、市運営補助金は、社会福祉課から交付され、市人件費補助金は、長寿福祉課から社協補助金として交付された後に、ファミリーサポートセンター事業へ人件費分として充当されている。また、当該事業に対しては、国、県から子ども・子育て支援交付金が交付され、それぞれの課に事業按分した額が収納されており、大変複雑な事務を執行している状況にある。</p> <p>このことから、両課より市社協に対し支出されている補助金については、一本化を図るなど、効率的な事務執行に努められたい。</p>
改善措置 通知日	令和3年6月25日 改善措置通知
改善措置 内容	<p>ファミリーサポートセンター事業は、社会福祉協議会の2名が担当しています。人件費の算出については、1名は会計年度任用職員で全額、もう1名は社会福祉協議会職員で本人が担当する全体の事務量からファミリーサポートセンター事業の担当事務量で按分しています。担当する会計年度任用職員の交代や社協担当職員の割当等が変更となる可能性があることから、これまで人件費については、社会福祉協議会助成費事業の中で一括で管理してきました。</p> <p>意見を受けて、令和4年度の当初予算編成までに社会福祉協議会と協議を行い、ファミリーサポートセンター事業の中で人件費の計上及び補助金の一本化について検討します。</p>
改善措置 公表日	令和3年6月28日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。